

令和2年4月9日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第31号）

【ポイント】

○9日、オマーン保健省は、38件の感染症例が新たに確認された（合計457件）と発表しました。

○8日、新型コロナウイルス対策高等委員会は、4月10日（金）午前10時から22日（水）午前10時までのマスカット県の封鎖、全ての教育機関の一時停止の延長を決定しました。

○9日、オマーンの保健大臣は、外国人居住者の新型コロナウイルス検査費・治療費は無料とすると述べました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 オマーン国内における感染状況：9日、オマーン保健省は、新たに38件の感染症例が確認され、オマーンで確認された感染症例は合計457件（死亡2件、治癒72件）と発表しました。

2 8日、新型コロナウイルス対策高等委員会は、マスカット県に出入りする全ての地点に検問所を設け、4月10日（金）午前10時から22日（水）午前10時までマスカット県を封鎖し、全国的な県境での検問は維持し、全ての教育機関の一時停止を延長することを決定しました。

3 同日、オマーン王立警察（ROP）広報官は、上記のマスカット県封鎖に関して、以下のとおり述べました。

(1) マスカット県は他の全ての県から完全に隔離され、マスカット県への出入りは認められない。

(2) 人々の移動は食料雑貨の買い物と緊急時のみに限られる。

(3) トラック、食糧供給、緊急医療の移動については円滑に取り扱われる。

(4) 個人の出入りについては、厳格な制限が設けられる。

(5) 従業員は職場への出勤が必要な場合に限り、出勤することができる。但し、その際は会社発行のレターを携行しなければならない。

(6) マスカット県外の従業員は、会社からの要請が無い限り、マスカット県に立ち入ることはできない。

(7) マスカット県の封鎖は、感染を調査している当局の決定に基づき、封鎖の延長は、疫学的調査結果次第である。

(8) 食料品は十分にあり、基本的なサービスや食料品の供給は、関係当局により引き続きフォローアップされる。

(9) 医療サービスはマスカット県内の誰にでも利用可能であり、医療サービス利用の移動も円滑に取り扱われる。

4 9日、オマーンの保健大臣は、記者会見で、オマーンに居住する外国人の新型コロナウイルスにかかる検査費・治療費は無料とすると述べました。なお、私立病院に照会したところ、検査費用は無料ですが、別途登録料や診察料はかかるようです。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720